

第42号議案

訴えの提起について

下記のとおり市営住宅明渡し等の請求の訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

豊川市長 山 脇 実

記

1 相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅並びに家賃の滞納額

	相手方の住所及び氏名	明渡しを求める市営住宅	家賃の滞納額
(1)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	平尾住宅〇〇〇〇〇〇〇〇	218,000円
(2)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	東部住宅〇〇〇〇〇〇〇〇	322,600円

注 家賃の滞納額は、平成26年2月1日現在の金額である。

2 請求の趣旨

相手方に対し、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、賃貸借契約解除後の損害金及び訴訟費用の支払を求めるものである。

3 請求の原因

市営住宅の入居者は、豊川市営住宅条例（平成9年豊川市条例第37号）第19条第3項の規定により家賃の支払義務を有するが、1の表に掲げる者は、市からの再三にわたる家賃支払の催告にもかかわらず、家賃の支払義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。

4 授權事項等

市は、必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 和解
- (2) 本件訴訟の不提起
- (3) 本件訴訟の取下げ
- (4) 上訴又はその取下げ
- (5) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為